

参考様式第5-1号

阿農林第781号
令和8年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿久根市長 西平良将

市町村名 (市町村コード)	阿久根市 (462063)
地域名 (地域内農業集落名)	山下地区 (山下馬場・遠矢・尾崎・弓木野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田の基盤整備地区4地区を中心として営農活動が展開され、山間地においては、文旦をはじめとして柑橘類が生産されており、農業者の平均年齢は65歳である。水田においては高齢化が進むなか、中心経営体への移行が徐々に進行しているが、集約化における調整が課題である。山間地においては文旦農家の活動により文旦の需要は徐々に増えているが、鳥獣被害が地域全体に及び有害鳥獣対策と耕作放棄地対策が喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】 農業者:56人(うち50歳代以下6人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)6経営体
主な作物:水稻、施設野菜、露地野菜、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 一部地域において農業用排水施設整備事業(阿久根南部地区)が導入されており、認定農業者等への集約を進め、経営の効率化を図る。
- 本地域においては、地域周辺に居住する農家の耕作地が多く、地域内担い手への集約化を優先して進めていくことで地域活性化を強化する。
- 山間地域と平野部における耕作条件等が著しく違うことから、そのことに伴う耕作条件整備や地域の特性を生かすような取り組みを推進する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業担い手への農地集積を進める。

山下地区の水田で検討地になっているところについては、現在の農地の状況を確認し、認定農業者へ集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを推進し、担い手の経営意向を考慮しながら段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農業用排水施設整備(阿久根南部地区)の計画を推進する。また、前川原地区市道蓑野神社線の法面が崩れる恐れがあるため、コンクリート補装を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目がない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、栽培から出荷までの農業生産行程の一部又は全部を請け負う事業体を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①前川原地区、下平地区は鳥獣の被害が大きいため、各自耕作者は市単独事業を活用し、鳥獣被害防止対策に努める。また、地域の捕獲隊にも依頼し、鳥獣の侵入を防ぐ。

⑩尾崎地区においては、担い手不足してきており、耕作放棄地が増加してきていることから、国の事業である遊休農地解消事業の活用の検討を進める。